

坂信弥—鹿屋に占領軍「慰安」施設の原型をつくった内務官僚

藤目ゆき

(はじめに)

「帝国と性統制、その根と連続性」という問題を、近現代日本の公娼制度 (regulationism) の変遷から考察したい。

性統制の歴史・公娼制度と廃娼運動をめぐる日本近現代史の評価については、日本キリスト教婦人矯風会をはじめとする近現代日本の廃娼運動家たちの評価を踏襲する見解が、日本では今日までも支配的であるように思われる。そこでは、「廃娼」に向かう国際世論を背景に日本の廃娼運動の努力によって戦前から廃娼県が続出するなどの「成果」が挙げられ、内務省も「廃娼断行」に傾いた時期もあった。戦時中の停滞はあったものの、戦後には売春禁止運動が進捗し、ついに 1956 年の売春防止法が勝ち取られた、と、日本廃娼運動の歩みが肯定的に説明される。これを「日本廃娼運動家史観」と呼ぼう。私はこれに異論を唱えてきたのだが、日本社会の「廃娼運動家史観」は岩盤のように牢固だと感じている^①。その岩盤は、日本が今日にいたるまでも日本軍「慰安婦」問題に誠実に向き合わず、問題の解決がなされないままに少女像撤去要求のような新たな侮辱が行われているという憂慮すべき状況の基底になっている。公娼制度それ自体が国家的奴隷制度である事実とその罪の深さを認め、国家が女性を「娼妓」「酌婦」「芸妓」「慰安婦」のどのような名前でも呼ぼうとも、社会的経済的に弱い立場にある女性を奴隷化したこと自体を非とする思想と実践こそ「慰安婦」問題解決には必要である。

本報告では、日本近現代において「廃娼」と呼ばれたものの内実が、公権力による買売春統制の廃止とはほど遠かった事実、現実に行われたのは「人目をはばからない」という意味での「公然たる売春」営業の禁止あるいは貸座敷娼妓取締規則の他の性売買統制法令への変更であり、法令や呼称の変更によって公的性売買統制が拡充され強化されたという事実を重視する。特に、鹿屋という一つの軍事都市と坂信弥 (1898-1991) という一人の内務官僚に焦点をあて、「廃娼に向かう国際世論」があるとされていた状況のもとで内務省がどう軍隊の利益を守り性売買を統制したかの一端について報告したい。

I 廃娼世論をかわして設立された海軍航空隊「慰安所」

1936 年、鹿児島県大隅半島の鹿屋に海軍航空隊基地が設置された。鹿屋海軍航空隊は、

^① 近代日本の公娼制度と廃娼運動に関する筆者の基本的評価については、『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から優生保護法・売春防止法体制へ』不二出版、1997 年。

1937年7月に日中戦争が始まると木更津海軍航空隊とともに第一連合航空隊を編成し、中国各地を爆撃した。鹿屋は海軍航空隊基地とともに軍都として発展し、象徴的なことに、1941年5月27日の海軍記念日に市政が施行されている。鹿屋航空隊基地は1945年12月の真珠湾攻撃のための訓練の中核地となり、第2次大戦中には神風特攻隊の基地となった。特攻隊の出撃では知覧が有名だが、知覧よりも鹿屋のほうが人員数・機体数ともに上回った。1945年9月2日、日本は連合国に対する降伏文書に調印し、9月4日には連合国占領軍が鹿屋市高須町の金浜海岸に上陸する。この上陸地に高須町内会が反戦平和の願いを込めて建立した「進駐軍上陸地の碑」がある。戦後の鹿屋には海自の鹿屋航空基地が置かれ、現在でも軍事的拠点都市としての役割が強い。

このような鹿屋海軍航空隊基地の近傍にあった青木町には、1937年に日中戦争が勃発する前から軍人に性的「慰安」を与える施設を集めた公認買春地区が存在した。1997年にTBSが放映した向田邦子原作のドラマ「螢の宿」は、フィクションのエンタテインメント作品であるが、青木町に実在した軍人「慰安」施設をモチーフにし、「砲火の下の遊廓に生きる女たちと、出撃を待つ士官たちの死別を覚悟の悲恋を切々と描きながら、戦争の真っ只中で生きる人々の悲しみに迫っていく」と宣伝された。「螢の宿」という題は、死んだ特攻隊員の魂が螢になって遊廓の女たちのもとに戻ってくるという心象風景から名付けられている。

しかし、これを「遊廓」と人々が認識していたとはいえ、鹿屋に存在した軍人「慰安」施設地区は、内務省の分類によれば、貸座敷娼妓規則が適用される「貸座敷免許地」ではなかった。「貸座敷免許地」だけが遊廓であり、貸座敷取締規則や娼妓取締規則が適用されるものだけが公娼制度である、と「日本廢娼運動家史観」によって狭く定義するのであれば、青木町には遊廓もなければ公娼制度も存在しなかったことになる。折から高まる内外の廢娼世論の影響によって、内務省は「貸座敷免許地」を新規に認可することに確かに消極的であった。日本の公娼制度は、1920年代の国際連盟女性児童売買禁止条約批准問題や1931年の国連女性児童売買実情調査団の来日を通して国際的な注視を浴びていた。また、廓清会や婦人矯風会などの日本の廢娼団体は公娼制度廢止法案を帝国議会に提出したり、地方議会において廢娼決議をあげさせたりする活動を展開していた。内務省は、このような「廢娼世論」を無視することができなかつたのである。実際、廓清会・矯風会などの運動によって1920年代から30年代にかけて20県を超える県で廢娼決議があげられ、鹿児島市塩屋町に貸座敷指定地を擁する鹿児島県においても、1937年12月14日県議会が廢娼を決議している⁽²⁾。

このような「廢娼」の建前が支持される時代状況の中で軍都鹿屋に「貸座敷免許指定地」ではない形式で買春地区を新設したのが、当時鹿児島県警察部長であった坂信弥(在任1936/4/27-1937/7/8)である。1924年に東京帝大法学部を卒業後、内務省に入り、鹿児島県に着任するまでに、茨城県警部、滋賀県警務課長、長野県警務課長、京都府保安課長、北海道庁道路課長、奈良県経済部長などをつとめていた⁽³⁾。鹿児島時代について坂は自著

⁽²⁾ 芳即正『かごしまくるわ物語－裏街道おんなの歴史』丸山学芸図書、1989年、226-230頁。同書は鹿児島市内に存在した遊廓と鹿児島県における廢娼運動やGHQ廢娼令を詳しくとりあげているが、鹿屋に設立された性売買施設については言及がない。

⁽³⁾ 坂信弥の履歴は次のとおりである。1898年12月23日堺市に生まれる。中農。市会議員田中隆太郎の四男。1916年堺中学校卒業後、1918年1月まで堺税務署に勤務。1921年3月第

『私の履歴書』にこう書いている。

「鹿屋という町に海軍航空隊があった。後年真珠湾攻撃をやったあの航空隊である。同隊には少年航空兵がたくさんいたが、海軍の中でこの少年航空兵がいちばん早熟だったらしい。いつ死ぬかわからない境遇だから、死ぬ前に『男』になりたいという気持ちも強かったのだろう。ところが適当な遊び場所がないものだから、町の娘たちに被害が及ぶ。娘の親たちは怒って航空隊に苦情を持ち込む。隊長の石井静大佐もこれには弱って私のところにやってきた。

「こういうことを頼むのはあなたで三代目の警察部長だが、なんとか遊び場所をつくってくれないだろうか」

要するに『赤線』をつくってくれというのだ。当時、内務省は人身売買をうるさく取り締まっていたので、新しく遊廓を設置するなんてとてもむずかしいことだった。

私はこの申し出には弱ったが、私も同じ男である。まして少年航空兵はお国のためにあすを知らない命だ。そこで「よろしい、なんとかしましょう」と言って一計を案じた。それは郊外の町有地約五万平方メートルにダンスホールをつくる計画だ。各ダンスホールのダンサーは客である少年航空兵と意気投合の結果、別室にご案内する。つまり、いましきりにその方面に利用されている「恋愛関係の成立」という形式をとることにした。「特種飲食店」というのはこのときはじめてつけた名前である。」⁽⁴⁾

経営は鹿屋町長の推薦する 50 人の業者に任された。坂はこう続けている。「警察署長が赤線をつくるなんて今ではとても考えられないことだ。どうやら私は法を守るより法の精神を体して法網をくぐらせる警察部長だったらしい」⁽⁵⁾。

八高等学校卒。1924年4月東京帝国大学法学部法律学科(独法)卒。1923年12月高等文官試験行政科合格。1924年5月、内務省に入り茨城県属として内務部産業課に配属された。その後、長州系官僚である坂仲輔の家の婿養子に迎えらる。1924年5月茨城県属・内務部産業課。1924年12月、茨城県警部を兼務。1926年5月地方警視・滋賀県警務課長。1927年長野県警務課長。1928年6月京都府保安課長。1932年北海道庁道路課長。1935年1月奈良県経済部長。1936年4月鹿児島県警察部長 1937年7月埼玉県警察部長 1938年5月上海領事(警察部長) 1939年9月警視庁官房主事。1941年10月大阪府警察部長。1943年4月富山県知事。1944年2月農商省農政局長。1944年7月警視總監。1945年4月依願免本官。1945年8月警視總監。1945年10月依願免本官。1951年8月公職追放解除。1958年11月～1964年10月大商証券社長。その他、日本医療食協会会長、日本証券株式会社相談役などを歴任。1991年2月22日死去。享年92。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』第2版、東京大学出版会、261-262頁参照。

⁽⁴⁾ 坂信弥『私の履歴書 第18集』日本経済新聞社、1963、149-150頁。引用文中にある「石井静」は「石井芸江(しずえ)」の誤記。石井芸江(1888年12月20日-1944年11月17日)は東京出身の海軍軍人。海軍兵学校第39期(1911年7月18日卒)。1935年11月15日海軍大佐となり、1936年4月1日鹿屋海軍航空隊司令に就任。日中戦争勃発後の1937年11月15日に佐世保鎮守府附、翌月12月15日馬公要港部附となり、1938年4月1日高雄海軍航空隊司令に就任。1938年12月15日大分海軍航空隊司令となり、その後、日中戦争から太平洋戦争の時代に佐世保海軍航空隊司令、航空機運搬船小牧丸艦長、春日丸艦長、空母隼鷹艦長、空母神鷹艦長などを歴任。神鷹の撃沈によって1943年11月17日に戦死、海軍中将特進 正四位。

⁽⁵⁾ 同前、150-151頁

鹿児島県警察部長によってつくられたこの「特種市街」は、1937年2月頃から営業を開始する⁽⁶⁾。やがて、坂が離任した後には、料理店街として認可を受けることになる。鹿屋市立図書館が作った新聞記事のスクラップブックを見ると、「軍都鹿屋町に花街ができる—内務省はすでに諒解済み」（大毎 1937年9月29日頃）という見出しの新聞記事が見える。その記事によれば、「鹿屋町では数年来町の拡大進展とともに公娼設置の儀などがあつたが公娼廃止の時潮にはばまれて実現せずにはいた」。しかし1936年来、「待合と遊廓の間を行く高尚清潔な料理屋を集团的に一廓に集めようとする計画」が進められ、1937年9月鹿児島県特高課長と鹿屋署長が上京して内務省の諒解を求め、快諾を得た。鹿屋川沿いにある薩摩製糸会社の跡地に10軒がまず認可され、「傭女」は一軒5、6名とし、「傭女」の前借は500円以下（契約期間3年以内）で揚げ代の配分は楼主・傭女五分五分、性病検査も厳重に行うという。性病検査に関しては、翌1938年6月30日付けの「県下初の診療所 花柳病の根絶を期し鹿屋町でお膳立て成る」という見出しの記事がある。この時点で接客業者は約160名おり、それまで「青木料理屋組合診療所」で性病検診を行っていたが、国と県が新たに補助を与えて増改築を行い、鹿児島県の町村で最初の「厚生省指定町立花柳病診療所」として拡充させるというのである。増改装経費の半額を政府が補助し、町が負担する医師・書記・看護婦らの人件費にも国庫から補助が行われるという手厚い援助ぶりが窺える。

以上のように、鹿屋航空隊基地近傍につくられた性的「慰安」施設地区は、「廃娼世論」をかわすことを明確に意識して作られた、日本内地の軍隊「慰安所」の一つであった。この「慰安所」は、鹿屋の町の娘たちに被害が及び住民から軍が反感を持たれないようにするには「遊び場所」を作るにしくはなしとして、鹿屋航空隊のために鹿児島県警察部が設立し、性病検査を徹底させるために国と県が惜しみなく補助を与えたのである。

人身売買—女性の奴隷化を非難する世論、特に外国からの視線を気にして、名称や装いのみ変えることによって非難をかわそうとする態度は、明治初期のマリア・ルース号事件後の娼妓解放令以降、日本政府がくりかえしてきたことであった。廃娼の輝かしい先例とされる群馬県においては、「廃娼」によって娼妓という名こそ廃止されたが、女性の登録・性病検診・課税といった公娼制度の内実は変わらなかった⁽⁷⁾。内地においてのみならず、日清戦争・日露戦争を経た日本が朝鮮や中国各地に日本の公娼制度を扶植し、女性たちを芸妓や酌婦と呼びつつ客をとらせて性売買を統制したことも、宋連玉や藤永壮らによってつとに明らかにされている。上海においても、内地で「娼妓」と呼ばれる女性たちは「乙種芸妓」と呼ばれた。1920年代に国民政府や婦人矯風会上海支部から公娼制度への非難や反対が高まってゆくと、上海の日本総領事館は1931年11月25日、従来の「乙種芸妓」を「酌婦」に呼び改めるが、貸座敷は総領事館警察の管理のもと、日本の敗戦まで存続した⁽⁸⁾。つまり、坂信弥が鹿児島県で行ったことは、名前や法令の変更で装いを変えて「廃娼」世論をかわして国家的体面を保とうとする、典型的な近代日本の偽善的な方便であつ

⁽⁶⁾ 鹿屋町教育会編『鹿屋郷土史』鹿屋町教育会、1940年、211頁、『鹿屋市史 下巻』1995年、656頁など参照

⁽⁷⁾ 前掲、『性の歴史学』日本語版では99、100-113n、152。

⁽⁸⁾ 藤永壮「上海の日本軍慰安所と朝鮮人」（大阪産業大学産業研究所発行『産研叢書 I 国際都市上海』1995年所収）121-1218頁

た。

II 上海時代の坂信弥

その坂信弥が上海に赴任したのは、日中戦争が泥沼化しつつあった 1938 年 5 月のことである。坂は、鹿児島県警察部長離任後、埼玉県警察部長を経て、上海総領事館の領事・警察部長に就任した。上海における日本人経営の貸座敷は、第二次上海事変前年の 1936 年の時点ですでに、海軍慰安所たる料理店 3 軒を含め十数軒の店があり酌婦数 131 名（内地人 102 名、朝鮮人 29 名）がいた。料理店 3 軒は居留邦人を顧客とし、他の 7 軒は海軍下士官兵を専門としていたという⁽⁹⁾。第二次上海事変後、上海の日本軍「慰安所」は日中戦争の拡大を背景にますます増えた。1937 年末には事実上の貸席が 11 軒（内、海軍慰安所 7 軒）、酌婦 191 名（内地人 171 名、朝鮮人 20 名）となり、前年に比して 73 名の増加となり、一般貸席 4 軒はほとんど居留邦人を顧客とし、他の海軍慰安所 7 軒は海軍下士官兵を専門にして地方客には絶対に接客させず、酌婦の健康診断も陸戦隊と上海領事館警察管理立ち会いの上、毎週一回専門医をして実施させた。この時期、上海領事館館内に陸軍慰安所臨時酌婦 300 名と報告されている⁽¹⁰⁾。日本軍「慰安婦」の募集がいかにか国家ぐるみの営為であったかを示す史料として、在上海日本総領事館警察署長（田島周平）より長崎県水上警察署長（角川茂）に宛てた依頼状（1937 年 12 月 21 日付）は特に有名なものの一つである。坂信弥は、この発信人である田島周平が離任した後に在上海総領事館の領事となり、警察部長として働いたのである⁽¹¹⁾。

坂が上海時代について『私の履歴書』に書いている懐旧談は、フランス租界に根拠地をもつ抗日運動の地下組織を摘発・検挙を行うために、坂が単身フランス租界の警視総監のところへ乗り込んで酒と猥談で協力交渉をまとめたという手柄話⁽¹²⁾と、「ダンサーと芸者に感謝された話」である。国際都市・上海では内地以上に「娼婦」の建前があり、共同租界においても「娼婦」が行われていた。しかし実態は多様な形態での性売買が存在し、日本の業者については前述の通り上海総領事館は「芸者」や「酌婦」の名目で性売買を統制していた。「ダンスホール」は 1920 年代後半から流行した娯楽場だが、ダンス中にダンサーと交渉し、閉店後に同伴するのが目的の客も多かった。坂が鹿屋につくった「慰安」施設を「ダンスホール」と呼んだことから、坂自身がダンスホールをどのようなものと考えていたかは明らかであろう。日中戦争勃発後の 1938 年、内地のダンスホールには自粛営業が求められ、一般女性客はダンスホールへの入場を禁止され、ダンスホールにいるのは時間雇用制で客を待つダンサーだけであった。日中戦争がしだいに激しくなると、内地のダンスホールが閉鎖されたため続々とダンサーたちが上海に渡航してくる。坂は陸軍からダンスホールを許可しないようにしてくれと申し入れを受けたが、「上海でダンスホー

⁽⁹⁾ 外務省編『外務省警察史』第 43 巻〈支那ノ部（中支）⑥〉 不二出版、55-56 頁

⁽¹⁰⁾ 「昭和十三年中ニ於ケル在留邦人ノ特種婦女ノ状況及其ノ取締並ニ租界當局ノ私娼取締状況（在上海総領事館警察署沿革史ニ依ル）」（前掲『外務省警察史』所収、133 頁）

⁽¹¹⁾ 坂が上海警察部長時代の上海総領事は三浦、警察署長は白神栄松である。田島周平が署長として在任したのは 1936 年 7 月 30 日から 1937 年 12 月である。

⁽¹²⁾ 前掲『私の履歴書』152-156 頁

ルを不許可にすれば彼女たちはまた香港かどこかへ流れていくだけじゃないか。キミたちは日本の女をそうやって毛唐に渡そうとするのか⁽¹³⁾と行って、あえてダンスホールに許可を与えた。それを感謝した女性たちが、警察の新年宴会のときに宴席のサービスにかけつけて坂にお礼を言った、という。

その「新年宴会」なるものも、坂が企画したもので、芸妓と巡査たちに大好評であったという。坂によれば、上海の大料亭では盛んに宴会が行われていたが、貧しい巡査たちが「無粋」にも「しきりに臨検をやりたがる」。それで坂は、巡査たちも芸者遊びをすれば無粋な臨検などをしなくなるだろうと巡査一人に芸者一人の割合で「上海の芸者を全部」呼び、陸軍・海軍・警察幹部が高額な経費を負担して巡査たち 270 人を招待して遊ばせたのだという⁽¹⁴⁾。

坂の懐旧談から窺えるのは、陸軍が大量の軍隊「慰安婦」を調達するために内務省や領事館に調達協力を求めて軍隊「慰安所」を増やしていた反面、西欧趣味のダンスホールはけむたがっていたことである。が、坂の価値規範においては性的「慰安」の場を作るのは「粋なはからい」であった。警察署長として法を厳格に執行して臨検を実施したりモダンな性風俗を排除したりするよりも、法の網をくぐって多彩な「慰安」を充実させ公的に管理するほうが、時代に合う気の利いたはからいだと考えていたのであろう。実際、坂が在任中の 1939 年 4 月 5 日、上海総領事館は、館令第一号「料理店、飲食店、「カフェー」、「ダンスホール」、芸妓置屋、待合、特種飲食店、特種婦女取締規則」を公布する。これによって従来の「芸妓営業取締規則」「料理屋営業取締規則」は廃止され、日本当局による性売買管理の対象範囲はカフェー、ダンスホールなどの新たな風俗営業にまで拡大された⁽¹⁵⁾。かような上海における日本の性売買統制のもとで、多数の女性が日本敗戦まで多様な形態で性的な搾取と虐待を受けることになる。

III 占領軍「慰安所」

坂信弥と鹿屋に再び目を転じよう。

坂信弥は、上海からの帰国後、警視庁官房主事、大阪府警察部長（1941 年 10 月 21 日～1943 年 4 月 23 日）、富山県知事（1943 年 4 月～44 年 2 月）、農商務省農政局長（1944 年 2 月～7 月）を歴任した後、1944 年 7 月、小磯内閣の成立とともに、警視總監に抜擢された。小磯内閣の内相として入閣した元の東京都長官（最初の東京都知事）・大達茂雄の推薦による抜擢であり、陸軍を押さえ、警視庁の憲兵司令部からの失地回復を目論む内務省最上層部の意図を体した人事であった⁽¹⁶⁾。坂は 1945 年 4 月の小磯内閣辞任によっていったん警視總監職を離れるが、終戦の詔勅が出た二日後の 8 月 17 日再び警視總監に任命され、10 月まで在職した。

敗戦直後の 1945 年 8 月 18 日、内務省警保局は各地方庁に対し、占領軍向けの性的慰安施設の設置を求める通牒を出した。日本政府は戦時下に日本軍「慰安婦」を動員したのと

⁽¹³⁾ 同前 156 頁

⁽¹⁴⁾ 同前 156-157 頁

⁽¹⁵⁾ 『外務省記録』K-3-1-0-1-1 「領事館令ノ制定並改廃関係雑件 上海ノ部」所収

⁽¹⁶⁾ 前掲『私の履歴書』165-167 頁

同様、敗戦後は当然のように米軍「慰安婦」を準備したのである。坂信弥が警視總監として占領軍「慰安」施設の設置のために活躍したことはよく知られている。坂は、「占領軍慰安施設」への自身の関与をしばしば自分で著述しており、坂へのインタビューをふまえて彼の関与を詳述する図書も刊行されている⁽¹⁷⁾。

坂は、東久邇宮王は「南京に入城されたときの日本の兵隊のしたことを覚えておられ」、「それで、アメリカにやられたら大変だろうなという頭はあつたらうと思います。そうすると、どうしたらいいかということで、やはり慰安施設が必要です。一応さばくところをこしらえておこうじゃないかということが、内閣の方針としてきまった」⁽¹⁸⁾と語っている。東久邇宮内閣の国務大臣であった近衛文麿から直接に依頼を受けた坂は、業者を集めて占領軍用の「慰安婦」を集める交渉を進め、RAA（占領軍性的慰安施設協会）を組織させた。また、内務省経済保安部長の池田清志と資金繰りの相談をして勸業銀行に巨費を融資させた。このような内務省の強力な指揮によって日本全国各地で地方庁と警察が占領軍を迎える性的「慰安」施設を手配し、それらが社会に占領軍売買春を制度化させる始まりとなった。このようにして坂は、日中戦争前の鹿屋や日中戦争下の上海において警察責任者として性売買の統制に関与した経験をふまえ、警視總監として占領軍「慰安」施設創設に尽力し、それによって戦後日本国家による買売春統制の基礎を築いたわけである。

このような坂の歩みから、外見的には内外の「娼妓世論」におされて「娼妓」の方向へと動いていたかに見える日本において、内務省は外見こそ配慮したものの、裏面で名称や法令の変更によって性売買をより効果的に管理統制して軍と民間人に女性を提供しようとする点において一貫性があつたということが分かる。日本軍「慰安婦」問題は基本的に軍の関与に焦点があてられてきたが、その軍を支えたのがこのような内務省の存娼論であることも看過できない事実である。公娼の定義を明確にしないまま軍隊「慰安婦」と公娼の差異を強調することが今日も盛んだが、偽善的な便法によって内外の「娼妓世論」をかわして戦前・戦中・戦後の性売買を統制してきた内務省の責任が不問に付されてはならない。日本公娼制度の植民地への扶植から戦時の日本軍「慰安婦」へ、日本敗戦後の米軍「慰安婦」創出へとといった過程を通して内務省が女性の性的奴隷化に果たした役割は決定的である。それを軽視して軍の関与に注目するだけでは、近代日本の植民地支配や侵略戦争の責任を「軍部の独走」論で片付けてしまおうとする態度と同様、国家暴力という問題の本質を見落としてしまう。それでは蜥蜴のしっぽ切りに帰結するだけではないだろうか。

ここで鹿屋市に再び視線を戻そう。敗戦前後、鹿屋では激しい空襲と占領軍の進駐を恐れて住民が山に逃げ込み、町は火が消えたようになっていた。だが青木町の「慰安」街は敗戦早々に米軍に開放され、日本人立ち入り禁止の米軍専用慰安所として営業を再開した。

『鹿児島県警察史』によれば、占領軍の進駐以後約二ヶ月間に、鹿児島県内で把握された窃盗・強盗・強姦・酒類強要・住居侵入・暴行傷害といった不法事件は45件であったが、「これらの事件のほかに警察を悩ませたのは、進駐軍側からの慰安婦の要求であった。

⁽¹⁷⁾ 前掲『私の履歴書』169-170頁、座談会「終戦前後における内務省及び地方庁の活動状況」速記録（1970年9月28日）国会図書館憲政資料室所蔵「大霞会所蔵内政関係者談話速記録」33、15-19頁、大霞会編『内務省外史』地方財務協会、1989年、309-311頁、ドウズ昌代『敗者の贈り物 国策慰安婦をめぐる占領下秘史』講談社、1979年、18-32頁、大島幸夫『原色の戦後史』講談社、173-174頁など。

⁽¹⁸⁾ 前掲『内務省外史』309頁

進駐軍の命令は絶対であり、要求をうけた警察署長や幹部は、管内の貸席業者や接客婦などに説得や勧誘をしなければならなかった。かつては取締対象であった彼女らに対し、警察が懇願しなければならないという、これもまた敗戦ということのかなしさを感じさせるできごとであった⁽¹⁹⁾という。また、当時、鹿屋の終戦連絡事務局と米軍側との間で通訳をつとめていた人物は、鹿屋で「婦女子への米兵の乱暴を未然に防ぐ」ことができたとし、その裏には、「米軍進駐一週間位後だったと思うが、遊廓が営業を再開したこともあると思う」と述べ、当時を次のように回想している。

「当時、日本の軍事基地には、どこにも遊廓があり、鹿屋も例外ではなかった。進駐米兵はあまり悪いことをしないということがわかると、二十人あまりの公娼が避難先から復帰してきた。

米軍はこれに目をつけ公娼全員をペニシリン注射で無害化すると、遊廓を米軍専用、つまり日本人立ち入り禁止区域となした。

そして米軍当局は、利用料金を決める会議を遊廓代表、警察署長、それに私の出席を求めて聞いた。なにを標準に回数を決めるかなど、私は後にも先にもまったく経験したことのない、思い出すたびに顔の赤くなるきわどい通訳をさせられる羽目になった。

なおついでだが、ある日、一人の娼妓がいわゆるやり手婆さんに付き添われて、私の水行社の事務室にやってきて、「米兵のお客は大変しつこいので私達は困っています。これをやめる命令を出すように、米軍司令官に頼んで下さい」と、モジモジしながらも真剣な顔つきで陳情したのである。

私は笑うにも笑えず「わかった」と答えてお引き取り願ったが、次ぎの日、ある用事で米軍司令官を訪問した折に、この「陳情」をわざと話題にしてみたところ、司令官は大笑いして **That's beyond me!** (それは私の手には負えん) と言ったのが、今でも耳の底にこびりついている。この司令官はユーモアがあった。」⁽²⁰⁾

これらの記録は、鹿屋航空隊のために設置された「遊廓」が敗戦後に米軍専用「慰安所」に転用されたことについて、鹿児島県警察も鹿屋市の終戦事務を担当した人々も、なんら女性に対する罪責感をもっていなかったことを示している。罪責感どころか、「かつては取締対象であった彼女らに対し、警察が懇願しなければならない」ことに敗戦の悲哀を感じたり、この「慰安所」によって米兵による暴行から良家の子女を守ったと評価して、女性が米兵に苦境を訴えに来たことさえ滑稽な笑い話にしていたのである。

(おわりに)

鹿屋に公認買春地区を作った坂信弥という内務官僚の軌跡は、近現代日本の公娼制度の変遷を体現している。坂は海軍航空隊の要望に応じて、「遊廓ではない」という建前の軍隊「慰安」地区を軍都につくった。日中戦争勃発後の上海では在上海日本総領事館の領事・

⁽¹⁹⁾ 『鹿児島県警察史』鹿児島県警察本部、1972年、389頁

⁽²⁰⁾ 米永代一郎『半世紀の鹿屋航空隊・戦後編 I』1990年、8頁

警察部長として軍隊「慰安婦」募集に関与するとともに、陸軍流のダンスホール抑圧を無粋として、新しい性風俗産業の認可と統制を推進した。そして日本敗戦後には、警視總監として鹿屋方式で占領軍のための性的「慰安」施設をつくったのである。

坂や鹿屋を通して日中戦争の戦前・戦中・戦後をみれば、「廃娼世論」なるものが日本軍に対する女性の提供を何ら妨げず、娼妓を芸妓や酌婦や慰安婦と呼び変えることで国家権力による性統制が拡充・強化されていった実態がみえる。「廃娼」のかけ声と裏腹に国家的性統制は増強されていった。

なお、鹿屋航空隊基地は日本敗戦で解体されたものの、1950年に朝鮮戦争が勃発したことを契機に警察予備隊が組織され、1952年に「警察予備隊鹿屋駐屯地」となり、1953年に「海上警備隊鹿屋航空隊」が設立され、1954年に「海上自衛隊鹿屋航空隊」と改称された。労働省婦人少年局の調査によれば、1955年4月30日時点に鹿児島における自衛隊附近の売春関係地域は一カ所であり、42人の業者と158人の「従業婦」が把握されている⁽²¹⁾。

また、日本で刊行されている都道府県レベルの警察史の多数が8月18日の内務省警保局からの通牒を受けて占領軍「慰安所」の設立に尽力した事実を記載し、そのような「慰安所」を設立したからこそ婦女暴行を未然に防ぐことができたと肯定的に評価する叙述もみえる。坂が体現したような存娼論は、今日になお社会に根深く生き続けている

(21) 「全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数」『日本婦人問題資料集成』第一巻＝人権、597-598頁